

協議項目第4号

事務所の位置について

事務所の位置について提出する。

平成15年7月22日提出

上島合併協議会長 木下良一

事務所の位置について
総合支所方式とする。 管理・事務局部門を置く総合支所は弓削町とする。 本庁方式に移行する際は、新町において検討する。 また、今後の公共施設整備については、均衡ある発展に配慮する。

平成15年7月22日確認

協議項目第4号

事務所の位置について

事務所の位置について提出する。

平成14年8月20日提出

上島合併協議会長 木下良一

事務所の位置について
総合支所方式とする。 管理・事務局部門を置く総合支所については、小委員会を設置して検討する。

平成 年 月 日確認

事務所の位置について

事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければなりません。

合併後の新町の事務所の位置等については、地方自治法に次のとおり規定されています。

(事務所の位置及び変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所等の設置及び区)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

合併時の庁舎の利用方法について

まず、現有の庁舎を利用するのか又は新設するのかを協議する必要があります。現有の庁舎を利用するのであれば、どのような方式（詳細は次表のとおり）をとるのか、新設するのであれば、どこにどのような規模のものをとった協議をしなければなりません。

【町村庁舎の概要】

	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村
住 所	弓削町下弓削210番地	生名村621番地	岩城村1427番地	魚島村1番耕地1362番地の第1
竣 工	昭和49年10月31日	昭和59年7月31日	昭和40年5月	昭和45年8月10日
施設規模	RC造3階建塔屋1階	RC造2階建	RC造4階建	RC造3階建
敷地面積	2,758㎡	3,234㎡	431㎡	415㎡
延床面積	2,135㎡	1,704㎡	1,105㎡	425㎡
駐車台数 (来庁者用)	約15台	約15台	約8台	無
交 通	弓削港から徒歩1分	生名港から徒歩5分 立石港から徒歩20分	岩城港から徒歩3分	魚島港から徒歩1分

【合併時の庁舎の利用方式】

方式	概要	メリット	デメリット
本 庁 方 式	<p>(新設する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4ヶ町村の庁舎の機構組織を1ヶ所に集約する。 ・残りの庁舎は、窓口的な機能しか持たない支所、出張所となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が図られる。 ・住民に与える新町誕生の印象は強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多大な建設費用が必要である。 ・周辺地域への住民サービスの低下が心配される。
	<p>(既存施設を利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1町村の庁舎を増改築し機能組織を1ヶ所に集約する。 ・残りの庁舎は、支所、出張所となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が図られる。 ・既存施設の利用のため、費用は少なくてすむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域への住民サービスの低下が心配される。
分 庁 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・4ヶ町村の現在の施設を行政機能を持たせ振り分けて利用する。 (例) 総務・財政部門 = 町村 住民・福祉部門 = 町村 産業・建設部門 = 町村 教育部門 = 町村 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の利用のための費用(改装費等)は、少なくてすむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う。 ・管理上は、非効率である。
総 合 支 所 方 式	<ul style="list-style-type: none"> ・管理部門や事務局部分を除き、現在の4ヶ町村の庁舎における行政機能そのまま残す方式。 4ヶ町村の庁舎がそれぞれ総合支所となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数が今と同数程度必要であり、合併による事務の効率化が生かされない。 ・新町の一体感が醸成されにくい。